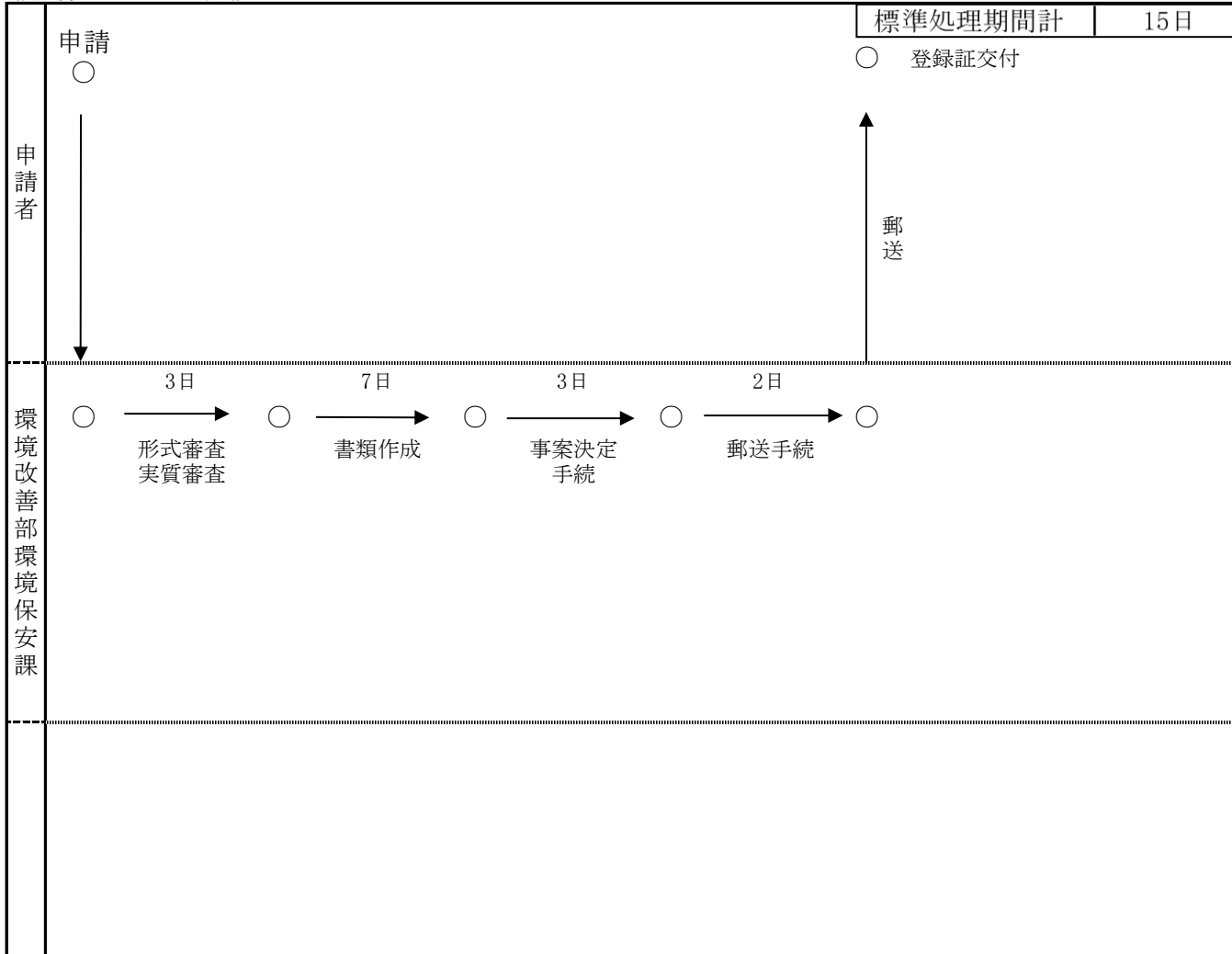


事務処理フロー図

事務名 電気工事業登録事項の変更

作成部署 環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当 電話42-481

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容が電気工事業の業務の適正化に関する法律の基準を満たしているかどうかを審査します。
3	書類作成	電気工事業登録証、帳簿、索引簿等を変更します。
4	事案決定手続	変更について起案し、決定します。
5	登録証交付	郵送等交付手続をします。変更の内容によっては登録証の交付がない場合もあります。
6		
7		
8		
9		
10		